写

令和2年9月17日

鳥取地方最低賃金審議会 会 長 岩井 和由 殿

鳥取地方最低賃金審議会

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 西村 教子

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当専門部会は、令和2年7月28日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 西村 教子 公立鳥取環境大学経営学部 教授

部会長代理 植木 洋 鳥取短期大学生活学科 助教

岩井 和由 元 鳥取短期大学生活学科 教授

労働者代表委員

河村 正之 電機連合山陰地方協議会 事務局長

田中 穂 日本労働組合総連合会鳥取県連合会

事務局長

森本 哲司 三洋テクノソリューションズ鳥取

労働組合 執行委員長

使用者代表委員

田中 利明 気高電機株式会社 総務部長

平木 修 鳥取県商工会連合会 副会長

宮城 定幸 一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取県電子部品·デバイス·電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(以下「電子部品等製造業最低賃金」という。)の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和2年7月14日		1 鳥取県電子部品等製造業最低賃金 改正決定の申出受理、書面審査	
令和2年7月28日	第521回 鳥取地方最低賃金 審議会	1 鳥取県電子部品等製造業最低賃 金改正決定の必要性の有無につい て(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県電子部品等製造業最低賃金の改正決定申出書(写)
		1 部会長・部会長代理の選挙	鳥取県電子部品·デバイス·電子回路、電気機械器具、情報 1 通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿
		2 会議及び議事録並びに会議資料の	2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程
		公開と議事録の署名について	3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
		3 専門部会の設置の経緯について	4 鳥取県電子部品·デバイス·電子回路、電気機械器具、情報 4 通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書(写)
		4 改正決定の必要性に関する審議	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 5 通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無 について(諮問)(写)
			6 鳥取県電子部品·デバイス·電子回路、電気機械器具、情報 6 通信機械器具製造業最低賃金適用事業場数·労働者数
			7 年度別最低賃金改正一覧表
	第1回 鳥取県電子部品等 製造業最低賃金専 門部会		8 鳥取県の最低賃金(鳥取労働局作成リーフレット)
令和2年9月17日			9 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況
			消費者物価指数(全国・中国地方県庁所在地別総合指数、 10 鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移(鳥取市・全国))
			11 毎月勤労統計調査(全国·鳥取県)
			12 鳥取県内の雇用情勢(令和2年7月)
			13 最近の雇用失業情勢(令和2年7月)
			14 鳥取県の経済動向(鳥取県)(令和2年9月)
			15 鳥取県内の経済情勢(財務省中国財務局鳥取財務事務所) (令和2年8月)
			16 鳥取県の経済動向 (R2.4~R2.9)、鳥取県内の経済情勢 (R2.4、R2.7)
			17 鳥取県企業経営者見通し調査(鳥取県)(令和2年第3回)

令和2年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための意見収集実施要領

1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、関係労使の意見を反映させるため、次の基準により選定した事業場の事業者及びそこに雇用される労働者から最低賃金制度に関する意見(アンケート)を収集するもの。

2 意見収集対象者の選定基準等

令和2年度の最低賃金に関する基礎調査の、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の適用を受ける事業場の中から有効回答であった事業場から46社選定する。その際、事業場の業種、規模及び地域的なバランスも考慮して選定する。

意見収集対象者は、選定した各事業場の事業主(使用者)及びその事業場において、当該産業別最低賃金の適用を受ける労働者のうち、最も低い賃金が支払われている労働者1名から収集する。

3 収集の時期

9月中旬から 10 月 2 日 (金)まで

4 収集の方法

通信調査

5 収集する項目

別紙「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関するアンケート(使用者用)」及び「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関す

るアンケート (労働者用)」に記載している項目とする。

6 取りまとめ及び結果報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめのうえ、直近の鳥取県電子 部品等製造業最低賃金専門部会に結果を報告する。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金に関するアンケート (使用者用)

令和2年9月

事業名	場の 称			所	在地	電話 ()
	者の 部署 等			労働	動者数		名 内、パート党	が働者 名、 者 名)
賃金の改	問 1	今年、賃金改定を行いましたか? (注1)		い	今後予		で 賃上げ・賃下に は、% 時期は月 (賃上げ・賃下! 率_	(注2)
定		賃金改定を実施するに当たって、: あ				ルス感染症 な い	の影響はありまし	たか?
状	問 2	昨年までの賃金改定状況はいかがでしたか?	在 改汉 状》	定況	・賃 ・賃 ・改	成29年 上げ 下げ 定なし 合%	平成30年 ・ 賃上げ ・ 賃下げ ・ 改定なし 改定の場合%	令和元年・賃上げ・賃下げ・改定なし改定の場合 %
問3 業況に、新型コロナウイルス感染症の影響はありましたか? ある ない								
	問 4	今年の上半期(令和2 年1月~令和 2 年6月期)の業況は、昨年の下半期(令和元 年7月~12月期)と比較していかがだったでしょうか?					つらない	
経営		今年の下半期(令和2年7月~12 月期)の業況の見通しは、今年の上 半期(令和2年1月~令和2年6月 期)と比較していかがでしょうか?	(- Ζ.σ.)理由	•上 目)	昇 •	下降・変われ	95ない
の状況	問 5	貴社から 下請事業者への業務の発注 について 昨年の6月以降、発注単価に 変動がありましたか? 過去5年間で、下請との取引 条件に変更がありましたか?	 ・下請に発注していない(この場合は、以下回答不要。) ・変動なし ・変動あり⇒上がった(約 %)・下がった(約 %) ・変更なし ・変更した ⇒ 変更時期:					
	問 6	他の業者からの下請の受注について 昨年の6月以降、受注単価に 変動がありましたか? 過去5年間で、下請受注の条 件に変更がありましたか?	•	変重変重変更	协なし 协あり⇒ 巨な し	≻上がった(約	ない(この場合は、 約 %)・下がっ 月:頃	以下回答不要。) った(約 %)
			•	変更変更	更なし 更あり →	> 変更時期		

最		鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。 今年度、「鳥取県最低賃金」は 792 円(令和2年10月2日発効)に改正されることとなってい ますが、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃 金」(<mark>令和元</mark> 年12月28日以降1時間当たり807円。)は、現在審議中です。
低		特定(産業別)最低賃金として「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金」が定められていることをご存知ですか? (・ <u>知っていた</u> ・知らなかった)
賃	問7	どこでお知りになりましたか?(「知らなかった」とお答えの方は、問8へお進み下さい) (・テレビ ・ ラジオ ・ 新聞 ・ 市町村広報誌 ・ ポスター ・ インターネットHP ・所属する団体等の会報誌 ・ 会合 ・その他(
金に		現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金」の金額をご存知ですか? (・ <u>知っていた</u> ・ 知らなかった)
関		どこでお知りになりましたか?(上記で「知っていた」と答えた方のみお答え下さい) (・テレビ・ ラジオ・ 新聞・ 市町村広報誌・ ポスター・ インターネットHP ・所属する団体等の会報誌・ 会合 ・その他()
する	問8	手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者については、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は適用されず、「 鳥取県最低賃金」 が適用されることをご存知ですか?
		(・知っていた ・ 知らなかった)
事	問 9	今年度の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正についてどう思われますか。 (・改正するべき・改正する必要はない)
項	問10	
		(1時間当たり 円)
問11		最低賃金の引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援策 として、 「 業務改善助成金 」、「 キャリアアップ助成金 」等があることを、ご存知ですか? ・知っていた ・ 知っており活用した ・ 知っていたが活用しなかった ・知らなかった
問12		使用者の立場で、現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」についてのご意見を記入してください。(事業主の方の生の声をお聞きするためですので、 問9、問10及び問11でお答えいただいた理由など、出来るだけ記入をお願いします。)

- (注1) 「賃金の改定」とは定期昇給・ベースアップ・賃金カット等の名称の如何を問わず、全部又は大部分の常用労働者の所定内賃金額を引き上げ、又は引き下げることをいいます。 (注2) 賃金改定率は、貴事業場が把握している場合はそれを記入してください。把握していない場合は、賃金台帳等により改定を行った対象労働者1人あたりの1時間平均所定内賃金額の改定状況を小数点第1位 まで記入してください。 同封のリーフレットを参考にして下さい。

記入に際しての問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 TEL 0 8 5 7 - 2 9 - 1 7 0 5 FAX 0 8 5 7 - 2 3 - 2 4 2 3

このアンケートは、鳥取地方最低賃金審議会における審議に関係使用者の意見として使用するものです。 回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用さ せていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金に関するアンケート(労働者用)

このアンケートの回答内容は、**回答者が特定できないようにした上で、**鳥取地方最低賃金審議会に審議に関係労働者の意見に係る審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

令和2年9月

できない	勤務している 事業場の名称 所在地 あなたの 性別 年齢 家計主体者 動続 定すか(注1) 年数 に注2) 雇用形態 (注2) 就業形態(注3) 主な仕事の内容 あなたの 男 はい 年 正規労働者 一般労働者)
性別 年齢 素計主体制 年齢 作数 作数 作数 作数 作数 作数 作数 作	性別 年齢 家計主体者ですかほり 年数 動続 年数 雇用形態 (注2) 就業形態(注3) 主な仕事の内容 あなたの 男 はい 年 正規労働者 一般労働者	,
おい	あなたの 男 はい 年 正規労働者 一般労働者 歳	
古の	┃	
関2	【	
昨年の6月以降に基本絵の改定が ・あった(・引上げ・引下げ)・なかった で囲んで下さい。	賃金単価は、次のいずれの方法で決定されていますか? で囲んで下さい。(複数回答	可)
基本給はいくらですか? ・時間給(円)・日 給(円) ・日 給(円) ・子の他(円) ・ 音の方は時間する)
表本給はいくらですか? ・時間給(円)・日 給(円) ・日 給(円) ・ 日 給(円) ・ 子の他(円) 技術を 日本の本名	昨年の6月以降に基本給の改定が ・あった(・引上げ・引下げ)・なかった で囲んで下さ	۱۱.
図	た 基本給はいくらですか? ・時間給(円)・日 給(円) 6 問2 (令和2年7月分) ・月 給(円)・その他(円)・日 格(円)・その他(円)・その他(円)・その他(円)・その他(円)・日 格(円)・その他(円)・その他(円)・日 格(円)・その他(円)・日 格(円)・日	l)
問		
1日の所定労働時間数(注4)は何時間ですか? (時間 分)	関 問1で 日給に をつけた方のみお答え下さい	· B
問1で月絵、その他にをつけた方のみお答え下さい。 する上で数 する上で数 する上で数 する上で数 です。必ず配入してくだす。必ず配入してくだす。必ず配入してくだす。 日 日 日 日 日 日 日 日 日	┃ ~	は時
1日の所定労働時間数(注4)は何時間ですか? (時間 分) ず。必ず紀入してください。	事 問1で月給、その他に をつけた方のみお答え下さい。	で必
7月分の所定労働日数 (注5) は何日ですか? (日) はいる (日)	■ 関4 1日の航空労働時間数(注4)は何時間ですか? (時間 分) j。必	ず記
鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。今年度、「鳥取県最低賃金」は792円(令和2年10月2日発効)に改正されることとなっていますが、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」(令和元年12月28日以降1時間当たり807円。)は、現在審議中です。		くた
今年度、「鳥取県最低賃金」は792円(令和2年10月2日発効)に改正されることとなっていますが、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」(令和元年12月28日以降1時間当たり807円。)は、現在審議中です。 あなたは、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用になると思われますが、「特定(産業別)最低賃金」が定められていることをご存知ですか? (・知っていた ・知らなかった) どこでお知りになりましたか?(「知らなかった」とお答えの方は、問6へお進み下さい)・テレビ・ラジオ・新聞・市町村広報誌・ポスター・インターネットHP・所属する団体等の会報誌・会合・その他(この「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額をご存知ですか? (・知っていた・知らなかった) どこでお知りになりましたか?(上記で「知っていた」と答えた方のみお答え下さい) ・テレビ・ラジオ・新聞・市町村広報誌・ポスター・インターネットHP・所属する団体等の会報誌・会合		
項 この「鳥取県電子部品・ナハイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金」の金額をご存知ですか? (・知っていた ・ 知らなかった) どこでお知りになりましたか? (上記で「知っていた」と答えた方のみお答え下さい) ・テレビ ・ラジオ ・新聞 ・市町村広報誌 ・ポスター ・インターネットHP ・所属する団体等の会報誌 ・会合	今年度、「鳥取県最低賃金」は792円(令和2年10月2日発効)に改正されることとていますが、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器製造業最低賃金」(令和元年12月28日以降1時間当たり807円。)は、現在審議中す。 あなたは、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用になると思われますが、「特定(産業別)最低賃金」として「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が定められていることをご存知ですか? (・知っていた ・知らなかった)	な 具 で 路 器 こ へ
│	項 この「烏取県電子部品・テハイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造 最低賃金」の金額をご存知ですか?) 業
, constant	し く・その他(ノ

	問 6	今年度の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金」の改正についてどう思われますか。
関する事項最低賃金に		(・改正するべき ・改正する必要はない)
	問 7	問 6 で「改正するべき」と回答いただいた方へお尋ねします。 今回改正するとしたら、適当な額はいくらだと思いますか。 あなた自身の賃金ではなく、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業最低賃金」として、適当な額はいくらと思われますか。
		1 時間当たり円
問 8		労働者の立場で、現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」についてのご意見を記入してください。(働いている労働者ご自身の声をお聞きするためです、問6と問7でお答えいただいた理由など、是非ともご記入願います。)

- (注1)「家計主体者」欄は、主にあなたの収入で家族(単身世帯を含みます。)を養っている場合(あなたの収入が家計の収入のおおむね半分以上である場合)は「はい」に、あなた以外の方が主に家族を養っている場合には「いいえ」を○で囲んでください。
- (注2)「非正規労働者」とは、一般的には派遣、パート、アルバイト、期間工などをいいます。
- (注3)「短時間労働者」とは、事業場の一般の労働者と比べて1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が少ない場合で、おおむね、事業場の一般の労働者と比較して1週間の所定労働時間数が4分の3以下等の場合が該当します。
- (注4)「所定労働時間」とは、所定の始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を除いた労働時間数です。
- (注5)「所定労働日数」とは、今年6月分(5月の賃金締切日の翌日から6月賃金締切日まで)から休日と決まった日を除いた労働日数です。 なお、通常の労働日の半分の所定労働時間の労働日は0.5日と計算してください。

同封のリーフレットを参考にしてください。

ご回答いただいた本アンケートは同封の返信用封筒により直接、鳥取労働局賃金室まで返送して ください。

記入に際しての問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 TEL 0857-29-1705 FAX 0857-23-2423 令和 2 年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための意見収集実施要領) (発注者あてアンケート)

1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、業界における下請け発注に係る状況を把握し、審議に反映させるため、県内の主要事業場から意見(アンケート)を収集するもの。

2 アンケート対象者の選定基準等

県内で労働保険の成立している事業場の内、電気機械器具製造業として、常用労働者数 5 0 人以上として把握している事業場(39)社

3 実施時期

9月中旬から 10月2日 (金)まで

4 実施方法

通信調査

5 アンケートの項目

別紙「アンケート用紙」に記載している項目とする。

6 取りまとめ及び結果の報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめのうえ、鳥取県電子部品等 製造業最低賃金専門部会に結果を報告する。

アンケート用紙

鳥取労働局 令和2年9月 郵便番号: 住 所: 会社名: 回答作成担当部署: 貴事業所の概要について 貴事業所には、本社、本社工場等のいわゆる上部 ある 組織がありますか (あれば、具体名で記載して下さい 2 ない 貴事業所の現在の主たる事業内容・製品名を記載 して下さい 貴事業所は、発注者として、電子部品・デバイス・ ある 電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造 ない 業者と下請取引がありますか * 下請取引は、「**製造委託**」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」に分類されますが、<u>本アンケートでは、「**製造委託**」</u>についてご回答をお願いします。 「**製造委託**」は、配質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、**他の事業者に物品**の製造(加工も含みま す。)を委託することです。 * 「物品」には、その半製品、部品、附属品のほか、自社で使用・消費する金型も含みます。 鳥取県特定(産業別)最低賃金をご存じですか 知っている 1 鳥取県電子部品·デバイス·電子回路、電気機械器 * 具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金は1時 知らない 間807円(令和元年12月28日効力発生) 発注者としての下請取引(製造委託)状況について 貴事業所が「製造委託」として発注している下請事 社 業所数 貴事業所と<mark>製造委託先の</mark>下請事業所との取引内容 (主な取引内容・品目等) 下請代金の額の決定について 貴事業所が下請事業所へ発注する際、取引価格や 単価等下請代金はどのように決定していますか 2 見積もり合わせで行う 受注側事業者と協議して決める 貴事業所は発注者として過去5年以内に円高や景気の悪化を理由とし、下請事業所へ一時的な下請代金の引き下げを要請したことがありますか 引き下げたことはない 引き下げたが、その後引き上げた 引き下げたが、その後引き上げていない ある場合、円安や景気回復となった際、下請代金の

額を見直しましたか

貴事業者が発注者として過去5年以内に下請事業 求められたことはなかった 1 所から下請代金の額の引上げを求められたことがあり 2 原材料価格の高騰 ますか ある場合、どのような理由でしたか 3 原油価格や燃料費の高騰 電気料金の高騰 5 労務費の上昇 環境対策費の増加 6 その他(具体的に: 貴事業者が発注者として<u>直近一年以内</u>で、<u>下請事</u> 要請された 1 業所から、労務費の上昇分を下請代金に反映するよう 2 要請されていない 要請されましたか 貴事業所が下請代金の額の引上げを求められたこ 1 協議に応じている とが<u>ある場合</u>、協議に応じていますか 2 協議に応じていない 3 協議には応じたが、反映しなかった 上記 で「2 協議に応じていない」、又は、「3 協 1 自社において景況や利益が改善していない 議には応じたが、反映しなかった」と回答された場合 2 製品の品質に大きな変化がないため の理由は何ですか(複数回答 可) 3 受注側事業者の説明が不十分ため 競合製品との競争力維持のため その他(具体的に: 消費税等の扱いについて 貴事業所が発注者として下請発注する場合、下請代 1 している 金の額は、消費税相当額を含む額としていますか していない ・ しなかったことがある 発注書面に本体価格の額(消費税抜きの額)を記 載して発注し、支払時に当該額に消費税相当額を加 えて支払っている場合は、「1 している」を選択してく ださい コロナウイルス感染症等の影響について ある場合の自由記入欄 売上や受注量等、コロナウイルス感染症による影響 1 ある はありますか 2 ない あると回答した場合、どのような影響がありますか

自由記載欄(ご意見・ご要望等をお書きください)

回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。